

八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者候補者選定のための 評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市産業振興部観光課の所管する公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- 1 応募書類に関すること。
- 2 候補者の適正性に関すること。
- 3 その他選定に関すること。

(構成)

第3条 評価会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 八王子市産業振興部長
- 2 八王子市産業振興部農林振興担当部長
- 3 財務の専門家
- 4 経済団体を代表するもの
- 5 地元を代表するもの

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は産業振興部観光課において処理する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、「八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱の制定について」の決裁日から施行する。
2. この要綱は、令和4年3月31日をもって、その効力を失う。